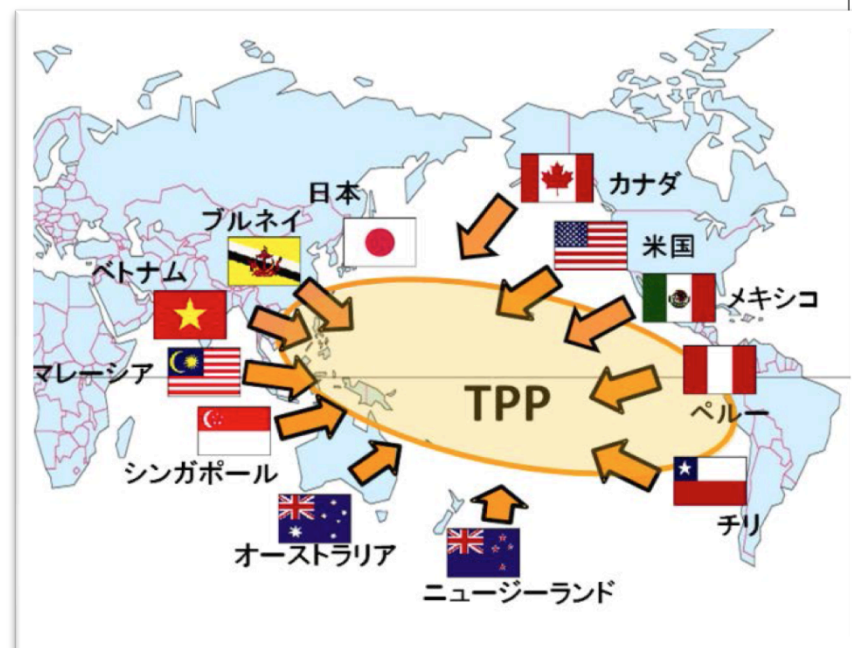

1. 国際的な貿易・投資ルールとTPP協定

1. 国際的な貿易・投資ルールとTPP協定

TPP(環太平洋パートナーシップ)協定とは

TPP協定

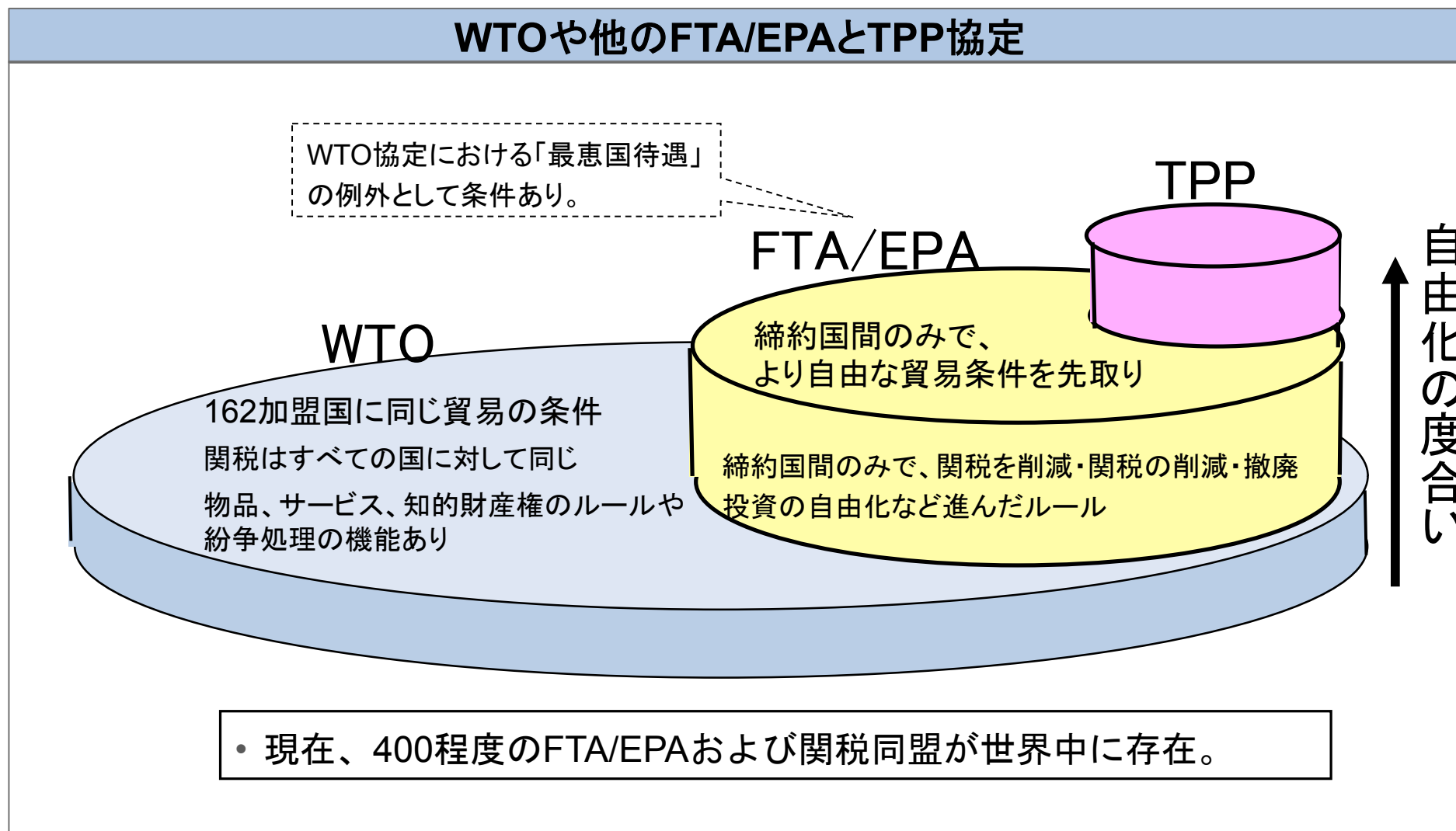
- 世界経済(GDP)の約4割をカバーする12カ国による経済連携協定。
- 2010年から交渉開始。2013年に日本が交渉参加。2015年10月大筋合意、2016年2月に署名。現在、日本では国会批准待ち。
- 物品市場アクセスについては、高い関税撤廃率を実現。
- サービス・投資の自由化、知的財産権、電子商取引、国有企業の規律、環境等の幅広い分野でのルールを合意。
- 日本国内では、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、中堅・中小企業の海外展開、日本ブランドの輸出、農林水産品・食品輸出等を展開。



(出所) 経済産業省「TPPについて」(平成28年2月)

1. 国際的な貿易・投資ルールとTPP協定

世界貿易機関(WTO)や他の自由貿易協定／経済連携協定(FTA/EPA)とTPPの違い



1. 国際的な貿易・投資ルールとTPP協定

日本にとってのTPPによる「前進」(二国間の積み上げとして)

日本とTPP締約国との間の最新既存協定

	TPP以前の協定	電子商取引の規定	発効日
オーストラリア	日豪EPA	あり	2015年1月
ブルネイ	日ブルネイEPA	なし	2008年7月
カナダ	WTO	関税不賦課モラトリアムのみ	1995年1月
チリ	日チリEPA	なし	2007年9月
マレーシア	日マレーシアEPA	なし	2006年7月
メキシコ	日墨EPA	なし	2005年4月
ニュージーランド	WTO	関税不賦課モラトリアムのみ	1995年1月
ペルー	日ペルーEPA	なし	2013年3月
シンガポール	日星EPA	なし	2002年11月
米国	WTO	関税不賦課モラトリアムのみ	1995年1月
ベトナム	日越EPA	なし	2009年10月

(出所) 各協定より作成

2. TPP協定における電子商取引の規定

2. TPP協定における電子商取引の規定

TPP「第14章 電子商取引章」

TPP政府対策本部の説明

- TPP協定の電子商取引章は、WTO協定には規定はなく、また我が国が締結済みのEPAの電子商取引章と比較しても、包括的かつ高いレベルの内容が達成されている。
 - 具体的には以下の内容が規定されている。
 - (1) 締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課してはならない。
 - (2) 他の締約国において生産等されたデジタル・プロダクト(コンピュータ・プログラム等、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、電子的に送信されることができるもの)に対し、同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。
 - (3) 企業等のビジネスの遂行のためである場合には、電子的手段による国境を越える情報(個人情報を含む。)の移転を認める。(注)
 - (4) 企業等が自国の領域内でビジネスを遂行するための条件として、コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置すること等を要求してはならない。(注)
 - (5) 他の締約国の者が所有する大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならない。
- (注: (3) 及び(4)の義務に関しては、「締約国が正当な公共政策の目的を達成するため、これに適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げない」ことが確認されている。)

2. TPP協定における電子商取引の規定

TPP「第14章 電子商取引章」

(つづき)TPP政府対策本部の説明

- 同時に、電子商取引利用者及び**オンライン消費者の保護**に関する規律が定められるなど、**消費者が電子商取引を安心して利用できる環境の整備**も図られている。
- 電子商取引市場は急成長しており、今後も拡大が見込まれる。多額の投資や拠点設置を伴わずに海外の消費者や企業と直接取引できる電子商取引は、中小企業が国際展開を図るに当たっても有効な手段である。
- TPP協定において、電子商取引に関する先進的かつ包括的なルールを構築したことによって、今後、域内において電子商取引が安定的かつ信頼感をもって行われる環境が整備されることが期待される。

(出所) TPP政府対策本部「TPP協定の章ごとの内容 (14) 電子商取引」
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_kyoutei.html

2. TPP協定における電子商取引の規定

TPP「第14章 電子商取引章」の消費者保護の条項

消費者保護の条項

第14.5条 国内の電子的な取引の枠組み

- 1 各締約国は、電子的な取引を規律する法的枠組みであって、1996年の電子商取引に関する国際連合国際取引法委員会モデル法又は2005年11月23日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約の原則に合致するものを維持する(shall maintain)。
- 2 各締約国は、次のことを行うよう努める(shall endeavour)。
 - (a) 電子的な取引に対する不必要な規制の負担を回避すること。
 - (b) 電子的な取引のための自国の法的枠組みの政策において利害関係者による寄与を容易にすること(facilitate input by interested persons)。 (協定文の出所) TPP政府対策本部「暫定仮訳」。以下、同。

UNCTRAL電子商取引モデル法(1996年)と「国際契約における電子的な通信の利用に関する国連条約(e-CC)」(2005年)に整合する国内法の維持を締約国に義務付け。

- 日豪EPA、米豪FTAを含む他のFTA/EPAにはない規定内容
- 日本の電子商取引に関する法的枠組みは、モデル法の原則に適合するものとは評価されていないという学識者の指摘がある。

2. TPP協定における電子商取引の規定

TPP「第14章 電子商取引章」の消費者保護の条項

消費者保護の条項

第14.7条 オンラインの消費者保護

- 1 締約国は、消費者が電子商取引を行う場合において、当該消費者を第16.6条(消費者の保護)2に規定する詐欺的または欺まんな商業活動(fraudulent and deceptive commercial activities)から保護するための透明性のある、かつ、効果的な措置を採用し、及び維持することの重要性を認める(recognise the importance)。
- 2 各締約国は、オンラインでの商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的又は欺まんな商業活動を禁止するため、消費者の保護に関する法律を制定し、又は維持する(shall adopt or maintain)。
- 3 締約国は、消費者の福祉を向上させるため、それぞれの国における消費者を保護する機関又は国境を越える電子商取引に関連する活動に関するその他の関係機関との間における協力の重要性を認める。このため、締約国は、第16.6条(消費者の保護)5及び6の規定に基づいて求められる協力には、オンラインの商業活動に関する協力を含むことを確認する(affirm)。

- ▶ オンラインの消費者保護に関する条項は既存のFTAに存在したが、ここまで踏み込んだ規定はみられない。
 - 日豪EPAにはそもそもオンライン消費者保護条項がない(日本のEPAでは日スイスEPAのみ)
 - 米豪FTA、米星FTA、米タイFTA、米NZ FTA、米韓FTAにはオンラインの規定があるが、重要性を認識するといった内容。

2. TPP協定における電子商取引の規定

TPP「第14章 電子商取引章」の消費者保護の条項

消費者保護の条項

(参考)第16章 競争政策

第16.6条 消費者の保護

- 2 この条の規定の適用上、詐欺的又は欺まんな商業活動とは、消費者に現実の害をもたらし、又は防止されない場合に現実の害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的又は欺まんな商業行為をいい、次の行為を含む。
 - (a) 重要な事実に関して誤った表示(その暗示を含む。)を行う行為であって、誤認した消費者の経済的利益に損害をもたらすもの
 - (b) 消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為
 - (c) 許可なく、消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に請求をし、又はこれらの口座から引き落としをする行為
- 5 締約国は、適当な場合には、詐欺的又は欺まんな商業活動に関して相互に関心を有する事項について協力及び調整(消費者の保護に関する法律の執行における協力及び調整を含む。)を促進する。
- 6 各締約国は、自国が決定する消費者の保護に関する政策、法律又はこれらの執行について責任を負う国の関連する公的機関又はその職員を通じ、この条に規定する事項であって自国の法令及び重要な利益に適合するものについて、自国の合理的に利用可能な資源の範囲内で協力し、及び調整するよう努める。

2. TPP協定における電子商取引の規定

TPP「第14章 電子商取引章」の消費者保護の条項

消費者保護の条項

第14.8条 個人情報保護(注)

(注)ブルネイ・ダルサラーム国及びベトナムは、電子商取引の利用者の個人情報の保護を定め自国時の法的枠組みを実施する日前にこの条の規定を適用することを要求されない。

- 1 締約国は、電子商取引の利用者の個人情報保護することの経済的及び社会的な利益並びに利用者の個人情報保護することが電子商取引における消費者の信頼を向上させるために貢献していることを認める(recognise)。
- 2 各締約国は、この目的のため、**電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する(shall adopt or maintain a legal framework)**。各締約国は、個人情報保護のための自国の法的枠組みを作成するに当たり、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきである(should take into account)(注)。
(注)締約国は、プライバシー又は個人情報保護する包括的な法律、プライバシーについての分野別の法律、プライバシーに関する企業の自主的な取組の実施について定める法律等の措置を採用し、又は維持することにより、この2に規定する義務を履行することができる。
- 3 各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報保護の違反から電子商取引の利用者を保護するに当たり、差別的でない慣行を採用するよう努める(shall endeavor to adopt non-discriminatory practices)。

➤ 包括的ではあるが、2と同じ規定は日豪EPAにも見られる。

2. TPP協定における電子商取引の規定

TPP「第14章 電子商取引章」の消費者保護の条項

消費者保護の条項

第14.8条 個人情報保護(つづき)

4. 各締約国は、電子商取引の利用者に対して提供する締約国による個人情報の保護に関する情報を公表すべきである(should publish)。当該個人情報の保護に関する情報には次の方法に関するものを含める。
 - (a) 個人が救済を得ることができる方法
 - (b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法
- 5 各締約国は、個人情報を保護するために締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認め、このような異なる制度の間の一貫性を促進する仕組みの整備を奨励すべきである(should encourage)。当該仕組みには、規制の結果の承認(一方的に与えるものか相互の取決めによるものかを問わない。)又はより広範な国際的な枠組みを含めることができる。このため、締約国は、その管轄内で適用される当該仕組みに関する情報を交換するよう努め(shall endeavour)、及び当該仕組みその他の締約国間で一貫性を促進するための適当な取決めを拡大するための方法を探究する(explore)。

2. TPP協定における電子商取引の規定

TPP「第14章 電子商取引章」の消費者保護の条項

消費者保護の条項

第14.10条 電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則

締約国は、適用可能な政策及び法令に従うことを条件として、自国の領域の消費者が次のことを行うことができる利益を認める(recognise)。

- (a) ネットワークの合理的な管理の範囲内で、インターネット上で利用可能な消費者が選択するサービス及びアプリケーションにアクセスし、並びに当該サービス及びアプリケーションを利用すること(注)。

(注)締約国は、加入者に対して特定のコンテンツを排他的に提供するインターネット接続サービスの提供者がこの(a)の原則に反して行動しているものではないことを認める。

- (b) 当該消費者が選択する端末装置をインターネットに接続すること。ただし、当該装置がネットワークに被害を及ぼさないことを条件とする。
- (c) 消費者向けのインターネット接続サービスの提供者によるネットワークの管理上の実務に関する情報にアクセスすること。

2. TPP協定における電子商取引の規定

TPP「第14章 電子商取引章」の消費者保護の条項

消費者保護の条項

第14.11条 情報の電子的手段による国境を越える移転

- 1 締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課すことができることを認める(recognise)。
- 2 各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報(個人情報を含む。)の電子的手段による国境を越える移転を許可する(shall allow)。
- 3 この条のいかなる規定も、締約国が公共の政策の正当な目的を達成するために2の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない(nothing shall prevent)。ただし、当該措置が、(a)及び(b)の要件を満たすことを条件とする。
 - (a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。
 - (b) 目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものではないこと。

▶ グーグルやアマゾンなどデジタル・プラットフォーマーの展開が背景にある。

2. TPP協定における電子商取引の規定

TPP「第14章 電子商取引章」の消費者保護の条項

消費者保護の条項

第14.14条 要求されていない商業上の電子メッセージ(注)

(注)ブルネイ・ダルサラーム国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する自国の法的枠組みを実施する日前にこの条の規定を適用することを要求されない。

- 1 締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次の措置を採用し、又は維持する(shall adopt or maintain)。
 - (a) 要求されていない商業上のメッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの現に行われている受信を防止することを円滑にできるようにすることを要求する措置
 - (b) 各締約国の法令によって特定された方法により、受信者の商業上の電子メッセージを受信することへの同意を要求する措置
 - (c) 要求されていない商業上の電子メッセージについてその他の方法により最小化することを可能にする措置
- 2 各締約国は、要求されていない商業上のメッセージの提供者であって、1の規定に従って採用し、又は維持する措置を遵守しないものに対する措置について定める。
- 3 締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの規制に関する、相互に関心を有する適当な事例について協力するよう努める。

(参考)「第14.1条 定義」

「要求されていない商業上の電子メッセージ(unsolicited commercial electronic message)」とは、インターネット接続サービスの提供者を通じ、又は他の電気通信サービスを通じ各締約国の法令に定める範囲内で、受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して、商業上又はマーケティングの目的で電子的なアドレスに送られる電子メッセージをいう。

➤ 日豪EPA、米豪FTAなどには見られない規定。

2. TPP協定における電子商取引の規定

TPP「第14章 電子商取引章」の消費者保護の条項

消費者保護の条項

第14.15条 協力

締約国は、電子商取引の地球規模の性質を認め、次のことを行うよう努める (shall endeavour)。

- (a) 中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服できるよう支援するために協力すること。
- (b) 次の事項を含む電子商取引に関する規則、政策、実施及び遵守について、情報を交換し、及び経験を共有すること。
 - (i) 個人情報の保護
 - (ii) オンラインの消費者保護(消費者の救済及び消費者の信頼の構築のための手段を含む。)
 - (iii) 要求されていない商業上の電子メッセージ
 - (iv) 電子的な通信の安全性
 - (v) 認証
 - (vi) 電子政府
- (c) 締約国間においてオンラインで提供される製品及びサービスへの消費者のアクセスに関して情報を交換し、及び意見を共有すること。
- (d) 電子商取引の発展を促進するため地域的な及び多数国の場に積極的に参加すること。
- (e) 民間部門が電子商取引を促進する自主的な規制の手法(行動規範、モデル契約、指針及び実施確保の仕組みを含む。)を開発することを奨励すること。

➤ 日豪EPAの協力規定より包括的。

国際貿易・投資ルールにおける電子商取引と消費者保護

国際貿易・投資に関する有識者会議(巨大)「E15イニシアティブ」

E15イニシアティブとは

- 2011年に発足。貿易と持続可能な開発のための国際センター(ICTSD)、世界経済フォーラム(WEF)が主催。
- 各国375名の専門家が18の分野について意見を集約し、今年1月のダボス会議に提言書として提出。

E15イニシアティブのデジタル・エコミーに関する意見書

- デジタル・エコミー作業部会(*)では、提言書「国際貿易におけるインターネットの機会最大化(**)をとりまとめ。
- 越境取引における消費者保護のための規制協力、デジタル貿易に関する紛争解決メカニズムの進展などの重要性を強調。

* <http://e15initiative.org/themes/digital-economy/>

** http://e15initiative.org/wp-content/uploads/2015/09/E15_ICTSD_Internet_International_Trade_report_2016_1002.pdf

(参考資料)用語集

- WTO 世界貿易機関(World Trade Organization)1995年設立。同時にWTO協定発効。前進はGATT。
- GATT 貿易と関税に関する一般協定(ガット、General Agreement on Trade and Tariffs) WTOの前進
- 最恵国待遇・内国民待遇 WTOの基本原則。
- 最恵国待遇(MFN)は、第三国同士やその産品を同じ条件で扱う。
- 内国民待遇(NT)は、自国産品と第三国産品を同じ条件で扱う。
- 衛生植物検疫(SPS) 衛生植物検疫に関する措置を各国に認めつつも、貿易阻害的にならないことなどを規定。
- 貿易の技術的障害(TBT) 基準・認証は国際規格に合わせるべきこと、貿易阻害的にならないことなどを規定。WTOやFTAに国際約束がある。
- TPP 環太平洋戦略的パートナーシップ協定。環太平洋戦略的経済連携協定などとも。
(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)
- EAFTA 東アジア自由貿易地域構想(ASEAN+3)
- CEPEA 東アジア包括的経済連携協定構想(ASEAN+6)
- RCEP(アールセップ) Regional Comprehensive Economic Partnership (ASEAN+6) 2011年11月にASEANが提唱し、2012年11月に交渉入りを決定。
- FTAAP アジア太平洋自由貿易圏 APEC加盟国・地域が対象
- ASEAN 東南アジア諸国連合(Association of Southeast Asian Nations)タイ、インドネシアなど10カ国が加盟。
- APEC アジア太平洋経済協力(Asia-Pacific Economic Cooperation)日本を含む21の国・地域の協力枠組。
- AJCEP 日アセアン包括的経済連携協定(ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)
- FTA 自由貿易協定(Free Trade Agreement) 一般名詞。
- EPA 経済連携協定(Economic Partnership Agreement) 日本の戦略。FTAの一種。
- FTA・EPAのいずれも特定の二国間または複数国間の経済交流を円滑化するための国際協定。